

心配される南海トラフ巨大地震に備えて 耐震診断・耐震改修をしませんか？



小松島市木造住宅耐震化促進事業

市住宅課では、市内にある木造住宅の耐震診断や診断の結果、大規模な地震で倒壊の可能性があるとして診断された住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助しています。(次の①～⑤の支援制度があります。)

【お問い合わせ・申込先】

市住宅課（市役所2階）

☎ 32・2120 / FAX 32・7800

Mail:juutaku@city.komatsushima.

i-tokushima.jp

① 耐震診断支援

平成12年5月31日以前に着工し、現在居住している木造住宅（改修後に居住する予定の住宅も含む）で、次の要件を全て満たすものが対象です。

◎ 在来軸組構法・伝統的構法・枠組壁工法による住宅（丸太工法やプレファブ工法は除く）

◎ 地上3階までの住宅（戸建、長屋、併用住宅および共同住宅で貸家を含む）

【受付期限】

平成30年12月26日(水)まで

※土日祝日は除く

【自己負担金】

・ 一戸建て 3千円

・ 二戸建て以上（共同住宅など）6千円

【申込方法】

ご希望の方は、建物の登記簿謄本または建築確認通知書等と印かんをご持参の上、お申し込みください。(共同住宅などの場合は、居住者全員の同意が必要です。)

● 補強計画をお考えの方へ

①の耐震診断の結果、評価が1.0未満と診断された場合、耐

震性を向上させる補強方法、概算工事費などの提案を受けることができます。(評価を1.0以上に向上させる耐震改修のみ対象)

【自己負担金】 6千円

② 木造住宅耐震改修支援

改修後の上部構造評価を1.0以上とする耐震改修工事（建て替え工事は該当しません。）費用を補助します。

平成12年5月31日以前に着工した木造住宅で、次の要件を全て満たすものが対象です。

◎ 市が指定する木造住宅耐震診断で、改修前の上部構造評価が1.0未満と診断された住宅

◎ 現在居住している住宅（改修後居住する予定の住宅も含む）

◎ 高さ1.5m以上の家具を固定する工事を併せて実施

◎ 啓発活動（のぼり旗設置や※エシカル消費への取り組みなど）

◎ 分電盤タイプの感震ブレーカーの設置

【補助金額】

耐震改修工事費の5分の4以内（最大100万円）+感震ブレーカー設置費用（10万円）を補助します。

③ 住まいの安全・安心なリフォーム支援

改修前の上部構造評価以上とする耐震補強などの工事費用を補助します。

平成12年5月31日以前に着工した木造住宅で、次の要件を全て満たすものが対象です。

◎ 市が指定する木造住宅耐震診断で、改修前の上部構造評価が1.0未満と診断された住宅

◎ 現在居住している住宅（改修後居住する予定の住宅も含む）

◎ 次の(1)～(3)のうち1つ以上の工事を実施

(1) 改修前の評価以上（ただし、持家は0.7以上、貸家は1.0以上）に耐震性能を向上させる耐震補強工事

(2) 耐震シェルターまたは耐震ベッドの設置